

# 伊佐市農業委員会第 12 回総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 2 月 28 日（金）午前 9 時 00 分から 10 時 55 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (24 人)

会 長 13 番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2 番委員	8 番委員	1 番推進委員	8 番推進委員
4 番委員	9 番委員	2 番推進委員	10 番推進委員
5 番委員	10 番委員	3 番推進委員	11 番推進委員
6 番委員	11 番委員	4 番推進委員	12 番推進委員
7 番委員	12 番委員	6 番推進委員	13 番推進委員
		7 番推進委員	14 番推進委員
			15 番推進委員

4. 欠席委員 (3 人)

## 5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 1 2 番委員 2 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 6 号「非農地証明願」について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和元年度 第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。

今月一杯ということで年金の推進ご苦労様でした。今事務局の方に聞いたところ、本年度4名の方が加入していただけるようです。伊佐市の場合は2名の割り当てがあったわけですが、4名なので200%の達成率になる予定で、今から申し込みされて申請になります。

それと今話題になっているコロナウイルスの関係ですが、昨日の6時頃だったのですが、安倍総理が学校をすべて臨時休校にするということで要請がありました。学校現場の方は相当大変になるかと思えます。父兄の方々も共稼ぎの家庭など大変ご苦労になるかと思えます。

本日議会の一般質問がありますが、終了後、コロナウイルスに対しての緊急の対策会議が市長の要請で全課長招集があるようです。

コロナウイルスはまだ鹿児島県には入って来ていませんが、隣の熊本県には入って来ていますので気を付けて農業委員会活動を行っていただければありがたいと思えます。

本日は、3番農業委員が欠席で出席人数は12名で規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

12番農業委員と2番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 資料は1ページをご覧ください。

報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから6ページになります。

農地法による解約が1件、田1筆です。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が20件、田498筆、畑3筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し、委員番号をお願いいた

します。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、報告2「農地の利用目的変更」についてお願いいたします。

事務局 7ページをお開き下さい。

報告2「農地の利用目的変更」につきまして、去る2月20日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請者は、伊佐市菱刈南浦に居住されています。HHさんで年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字寺山3366番1、地目は畑、地積は2147㎡の内200㎡を利用し水利確保のためボーリングするもので、農地法施行規則第29条第1項第1号農地の転用の制限の例外に基づく、農業用施設2a未満で届出に該当します。

なお、土地改良区からの意見書も添付されていることを申し添えます。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し、委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

#### ————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について説明いたします。

8ページをご覧ください。

番号1の譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されているMTさんです。

譲受人は、伊佐市菱刈南浦に事務所を置く、農地所有適格法人である株式会社F代表取締役KKさんで認定農業者です。

経営面積は田249,100㎡、畑10,038㎡、合計259,138

m<sup>2</sup>を耕作されています。

土地の所在地は、伊佐市菱刈南浦字七代2490番1で、地目は田、地積は518m<sup>2</sup>で、本城小学校から南西へ約1.5kmに位置し、圃場整備された田です。

続きまして番号2の譲渡人は、鹿児島市吉野町に居住されている Y S さんです。

譲受人は、伊佐市大口宮人に居住されている 認定農業者の MD さん47歳です。

水稻、かぼちゃを作付けされており、経営面積は田105,749m<sup>2</sup>、畑3,931m<sup>2</sup>、合計109,680m<sup>2</sup>を耕作されています。

土地の所在地は、伊佐市大口宮人字下田87番外1筆で、地目は田、地積は2筆合計2,282m<sup>2</sup>で、曾木の滝公園から西へ約700mと1.3kmに位置し、良く管理された田です。

続きまして番号3の譲渡人は、伊佐市菱刈市山に居住されている S T さんです。

譲受人は、伊佐市菱刈川北に事務所を置く農地所有適格法人である 株式会社 K 代表取締役 KG さんで認定農業者です。

受け人は水稻作と繁殖牛50頭飼養されており、経営面積は田183,915m<sup>2</sup>、畑20,794m<sup>2</sup>、合計204,709m<sup>2</sup>を耕作されています。

土地の所在地は、伊佐市菱刈川北字池之上3919番1で、地目は田、地積は2,469m<sup>2</sup>で、菱刈中学校から西へ約300mに位置し、良く管理された田です。

続きまして、貸借について説明いたします。

18ページをご覧ください。

期間は1年から10年で、面積は田175,130m<sup>2</sup>、畑8,982m<sup>2</sup>の計184,112m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者の数60名、利用権の設定を受ける者の数34名です。

土地の詳細につきましては、9ページ番号1から17ページ番号60のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局の報告が終わりました。  
皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

6番  
農業委員

番号7番は2年前に3条申請して、8番は4年位前に3条申請したんですけど、3条申請をして時間がたったら利用権設定ができるんですかね。

事務局 番号7、8番について過去に3条申請があったということですが、その事実を事務局で把握していませんので、確認して報告したいと思います。

議長 確認の上報告とのことですので、よろしいでしょうか。  
外にございませんか。

5番農業委員 経営基盤強化の方で、番号2番ですが、面積に対しての対価がとても安いように思うんですが、渡し人がただに近い条件でもいいから売りたいのか教えていただけないでしょうか。

事務局 この方については、3条申請も出てくるんですが父親から令和元年12月に相続を受けている方で、鹿児島市に居住されて今後地元に戻る予定がないことから、相続された財産全てを農地に関わらず処分したいということで、ただでいいから引き取ってくれないか地域に相談されたようで、こういう金額になったようです。

5番農業委員 はい、わかりました。

議長 外にございませんか。  
今、事務局の方で番号7、8番については調べていますのでしばらくお待ち下さい。

議長 事務局の調べが遅れていますので、休憩に入らせていただきます。

議長 休憩前に引き続き総会を再開します。

事務局 ご説明いたします。  
まず番号8番についてですが3条申請は出ていませんので、問題はないかと思えます。

7番については、GSさんが平成30年11月に3条申請を出されています。当時の3条申請のMSさんの申請理由が代物弁済で、また、当時裁判を並走中で、この2筆は元々2名の共有名義で相手方の共有者が成年後見人を付けた方で、その成年後見人が管理できないということで、3条申請によりMさんが管理することになった経緯があります。

今回、Mさんの方からOさんに貸付を設定することは問題はないと思われれます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
外にございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。  
整理番号1番から18番まで一括で報告をお願いします。  
ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。  
整理番号1番、2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番、2番につきまして、去る2月25日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

なお、譲受人が同一ですので一括で報告します。

申請人 HYさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は61歳です。

1番の渡し人 NTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字樋渡393番で、地目は田、地積は655㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は、19,864㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

3番の渡し人 HEさんは、鹿児島市大明丘に居住され、年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字樋渡397番で、地目は田、地積は2,644㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は、19,864㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきままして、去る2月21日現地調査を行いましたので、私11番が報告いたしまます。

申請人 HHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 STさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は50歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字立添2809番1で、地目は畑、地積は361㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、14,234㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約20kmで、現況は不耕作地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいししまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、2番農業委員の報告を求めまます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきままして、去る2月25日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたしまます。

申請人 KTさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は80歳です。

渡し人 KHさんは、霧島市国分広瀬に居住され、年齢は70歳です。  
申請地は、伊佐市大口目丸字大牟田1081番5で、地目は田、地積は781㎡で所有権移転売買であります。  
受人の経営面積は10,687㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。  
以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。  
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。  
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番、6番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番、6番につきままして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、私4番が報告いたしまます。

なお、譲受人が同一ですので一括で報告しまます。

申請人 HAさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は78歳です。

5番の渡し人 GHさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は60歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字西ノ口196番3で、地目は畑、地積は581㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は24,528㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

6番の渡し人 KSさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は57歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字西ノ口196番1で、地目は畑、地積は1,509㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は24,528㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。



添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。  
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番について、去る2月13日に現地調査を行いましたので、事務局が報告をいたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は64歳です。  
渡し人 有限会社 Gは、曾於郡大崎町持留に所在する法人になります。  
申請地は、伊佐市大口下殿字岩瀬戸407番35他3筆で、地目は田、地積は合計1,198㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は9,452㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約4kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。  
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、事務局の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番について、去る2月20日に現地調査を行いましたので、私4番が報告いたします。

申請人 MSさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は70歳です。  
渡し人 IKさんは、神奈川県愛甲郡愛川町に居住され、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字野下119番2で、地目は田、地積は841㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は35,575㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

	委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議長	整理番号9番について、8番農業委員の報告を求めます。
8番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番について、去る2月26日に現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。</p> <p>申請人 KTさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は58歳です。  渡し人 KHさんは、薩摩川内市神田町に居住され、年齢は58歳です。  申請地は、伊佐市大口小木原字中畑995番6で、地目は畑、地積は214㎡で、所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は8,706㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、自宅隣で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号10番、11番、12番について、9番農業委員の報告を求めます。
9番農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番、11番について、去る2月25日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。なお、10番と11番は申請者が同一ですので一括で報告いたします。</p> <p>申請人 AYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は69歳です。  10番の渡し人 AYさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は65歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字宮之後113番で、地目は田、地積は506㎡で、所有権移転売買です。</p> <p>11番の渡し人 HRさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は81歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字宮之後114番地で、地目は田、地積は659㎡で、所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は30,478㎡で取得可能面積であります。農業従事者</p>

は3名で、通作距離は1.5 kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番について、去る2月25日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。

申請人 AAさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 HMさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字井之上1237番で、地目は田、地積は965 m<sup>2</sup>で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は8,660 m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は5.0 kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号13番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番について、去る2月25日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

申請人 NKさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は75歳です。

渡し人 SZさんは、霧島市国分清水に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字湾洲132番1で、地目は田、地積は641 m<sup>2</sup>で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は107,446 m<sup>2</sup>で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は0.3 kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号14番、15番、16番について、6番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号14番、15番、16番について、去る2月25日に現地調査を行いましたので、私6番が報告いたします。なお、14番、15番、16番の渡し人が同一ですので一括で報告いたします。

渡し人 YSさんは、鹿児島市吉野町に居住され、年齢は54歳です。

14番の申請人 HKさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は60歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字東374番2で、地目は畑、地積は1,608㎡と宮人字前村252番で、地目は田、地積は601㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は15,110㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約4.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

15番の申請人 BTさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字東353番2外1筆で、地目は田、地積は合計2,013㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は15,372㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

16番の申請人 HSさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字新開1051番2で、地目は田、地積は521㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は23,372㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経

営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号17番について、5番農業委員の報告を求めまます。

5番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号17番について、去る2月24日に現地調査を行いましたので、私5番が報告いたしまます。

申請人 MMさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 KYさんは、千葉県浦安市入船に居住され、年齢は70歳です。外1名は千葉在住の YEさん62歳です。

申請地は、伊佐市大口里字提燈水流865番1で、地目は田、地積は486㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は21,490㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は0.3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号18番について、この案件は2番推進委員が譲受人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議案に参加できませんので審議開始から終了まで退席をお願いします。

審議終了後に入室をお願いします。

(「2番推進委員」退席)

議長

12番農業委員の報告を求めまます。

12番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号18番について、去る2月25日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたしまます。

申請人 KYさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は78歳です。  
渡し人 SYさんは、千葉県南房総市富浦町に居住され、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字大丸951番で、地目は田、地積は817㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は今回の申請分を合わせ3,473㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は0.3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番から整理番号18番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番から整理番号18番については許可が決定いたしました。

議長 ここで、2番推進委員の入室をお願いします。

(「2番推進委員」入室)

議長 2番推進委員、許可が決定いたしました。

2番推進委員 ありがとうございます。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について

て、申請件数18件について、18件の許可が処分決定しました。

議案第3号

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外）」申出の意見決定について、整理番号1番について11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）」申出の意見決定について、整理番号1番について、去る2月25日、申請人の代理人 T立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている TTさんで、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字柴江1295番1、地目は畑、地積は797㎡です。

所在地は、南九州変電所から西へ約400mに位置し、西側は山林、北側は太陽光発電施設、東側も太陽光発電施設、南側も太陽光発電施設で、周囲に与える影響はないものと思われま

す。除外目的は、太陽光発電施設で利用とのことです。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書、委任状等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 全員挙手。

	<p>よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定いたしました。</p>
議長	<p>整理番号2番、3番については関連がありますので一括で報告をお願いします。9番農業委員の報告を求めます。</p>
9番農業委員	<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）」申出の意見決定について、整理番号2番、3番について、去る2月25日、用途区分変更目的である農業用施設を設置する株式会社 F 代表取締役 KKさん立会いのもと、2番推進委員、4番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。</p> <p>2番の申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている HHさんで、年齢は79歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字寺山3366番1外1筆で、地目は畑、地積は合計2,272㎡です。</p> <p>3番の申請人は、沖縄県那覇市おもろまちに居住されている NHさんで、年齢は60歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字寺山3367番2で、地目は畑、地積は1,398㎡です。</p> <p>用途区分変更の目的は、両申請とも農業用施設設置です。</p> <p>所在地は、本城小学校から南南西へ約800mに位置し、南側はこがねロード、東側は農道を挟んで畑、北側は畑、西側は山林で、施設設置により唯一影響が考えられる北側の所有者とは、建物の位置等の話し合いで了解を得られているとのことです。</p> <p>現況はよく管理された農地で経営規模拡大により、乾燥、調整施設が狭くなったため、申請地に乾燥、調整施設を設置したいとのことです。</p> <p>施設の規模は建築面積612㎡、床面積509㎡の平屋建てで乾燥機7基を設置する計画です。なお、3366番1については、本日報告2においてボーリングの申請が出されています。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書、委任状等が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>



議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番、3番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番、3番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 整理番号4番、5番については関連がありますので一括で報告をお願いします。4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）」申出の意見決定について、整理番号4番、5番について、去る2月25日、申請人の代理人 ○行政書士立会いのもと、12番農業委員、10番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

4番の申請人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている KMさんで、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字前田1854番1で、地目は田、地積は584㎡です。

5番の申請人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている STさんで、年齢は59歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字前田1851番で、地目は田、地積は986㎡です。

用途区分変更の目的は、4番が用途区分変更を行っていなかったため、追認で、5番は経営規模拡大により資材置場が不足したため、申請地を資材置場にしたいとのことです。

所在地は、本城小学校から北西へ約1kmに位置し、南側は田、東側は農道を挟んで田、北側は宅地、西側は宅地で、周囲の農地用水路及び排水路については、確保されており家庭用排水についても現状を悪化させるとは考えにくく、計画に問題はないものと思われま。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書、委任状等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番、5番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号4番、5番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)」申出の意見決定について、申請件数5件について、5件の意見が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。

6 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について  
農 業 委 員 のうち、整理番号1番について、去る2月25日、申請人のMさん立会いのもと、12番農業委員、15番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

申請人 MOさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字大迫3180番1、地目は田、地積は1,848㎡です。現況は山林となっております。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は植林で、スギを30年くらい前に植栽したと、始末書が添付されています。

所在地は、総合警備保障から東約1.9kmに位置し、東側は山林、西側は田、南側は山林、北側は林道であり、周囲に与える影響はないものと思われれます。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る2月25日、申請人のHさん立会いのもと、1番農業委員、14番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字立添2800番2外1筆で、地目は田、地積は合計337㎡です。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は農業用倉庫となっております。

所在地は、築地信号から東約200mに位置し、南側は堤防、北側は道路、東側は雑種地、西側は田であり、周囲に与える影響はないものと思われま

す。添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長	<p>1 1 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号3番について、この議案は13番農業委員が申請人となっておりますので、農業委員等に関する法律第31の規定により議事に参与できませんので、審議開始から退席し、審議終了後に入室、着席します。</p> <p>議長を農業委員会会長代理の12番農業委員と交代いたします。</p> <p>(「13番農業委員」退席)</p>
1 2 番 農 業 委 員	<p>それでは議長に代わり、農業委員会会長代理の12番農業委員が議案の審議を進めさせていただきます。</p> <p>整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。</p>
2 番 農 業 委 員	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る2月25日、申請人のIMさん立会いのもと、3番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。</p> <p>申請人 IMさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は65歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口原田字宮脇434番1で、地目は畑、地積は389㎡です。</p> <p>農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は農機具倉庫となっております。</p> <p>所在地は、大口温泉病院から南へ約700mに位置し、南側は道路、東側は畑、北側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないものと思われれます。</p> <p>添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、被害防除計画書、被害防除</p>

に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

1 2 番 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

1 2 番 なしということでございますので、お諮りいたします。  
農業委員 整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

1 2 番 全員挙手。  
農業委員 よって整理番号3番は、処分決定いたしました。  
ここで、13番農業委員の入室をお願いします。

(「13番農業委員」入室)

1 2 番 13番農業委員、許可が決定いたしました。  
農業委員

1 3 番 ありがとうございます。  
農業委員

1 2 番 ここで、議長を交代いたします。  
農業委員

議 長 整理番号4番について、6番農業委員の報告を求めます。

6 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る2月25日、申請人の KYさん立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

申請人 KYさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は58歳です。  
申請地は、伊佐市大口下殿字瀬ノ上1744番で、地目は田、地積は3,963㎡です。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は資材置場となっております。

平成25年3月頃より、河川工事の捨土を貰い受け盛土し畑として利用していたが、作物が育たずその後資材置場にしたい旨の始末書が添付してあります。

所在地は、本田運送から東へ約250mに位置し、東側は山林、西側も山林、南側も山林、北側は県道であり、周囲に与える影響はないものと思われまます。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る2月25日、申請人の代理人 O行政書士立会いのもと、4番農業委員、10番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

申請人 KMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は77歳です。  
申請地は、伊佐市菱刈荒田字前田1854番1で、地目は田、地積は584㎡です。

農地区分は農用地区域内農地で、転用目的は畜舎建設となっております。  
所在地は、本城小学校から北西へ約1.5kmに位置し、南側は田、東側は道路、北側は宅地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないものと思われま

す。昭和55年頃畜舎を建設したということで始末書が添付してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について申請件数5件について、5件が処分決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番、2番について、一体事業のため一括で報告をお願いします。事務局の報告を求めます。

事務局	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番、2番について、去る2月25日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、3番農業委員、8番農業委員、5番推進委員、事務局の4名で共同調査をしましたので、事務局が報告いたします。</p> <p>譲受人は番号1番、2番共に、大阪府中央区道修町に所在する株式会社E一般法人です。</p> <p>1番の譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているMHさんで、年齢は77歳です。</p> <p>2番の譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されているSKさんで、年齢は63歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈花北字水天元568番21外1筆で、地目は畑、地積は合計2,174㎡であります。</p> <p>所在地は、重留花公園から西へ約500mに位置しております。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、農地区分は10ha未満の集団性の無いことから第2種農地その他の農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、太陽光発電施設及び転回スペースで、パネル設置枚数324枚、設置容量105.3kwを予定しております。</p> <p>周囲は、北側、西側は畑、南側が山林、東側は市道であり、隣接農地に関しましては、干渉地を設け防護柵を設置するとのことです。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、会社定款、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については4名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番、2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p>



		よって整理番号1番、2番は処分決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、8番農業委員の報告を求めます。
3	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る2月25日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、3番農業委員、5番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、3番が報告いたします。
農	業	譲受人は、大阪市中央区道修町に所在する 株式会社E 代表取締役 K Kさんで一般法人です。
委	員	譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されている K Tさんで、年齢は86歳です。
		本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。
		申請地は、伊佐市大口大田字郡山1748番1で、地目は田、地積は1,010㎡であります。
		所在地は、郡山八幡神社から南へ約300mに位置しており、南側は土地改良区の水路を挟み宅地、東側、北側は宅地、西側は田で、周囲に与える影響はないと思われま。
		太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数176枚、設置容量57.2kwを予定してあります。
		添付書類として、申請書、法定添付書類一式、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。
		なお、現地調査の時点で大口中央地区の土地改良区の水路があることが分かり、水利費、賦課金との関係があるので、土地改良区からの意見書も付けるよう伝えてあります。
		調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長

全員挙手。  
よって整理番号3番は処分決定いたしました。

議長

整理番号4番ついて、事務局の報告を求めます。

事務局

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る2月25日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、3番農業委員、8番農業委員、5番推進委員、事務局の4名で共同調査をしましたので、事務局が報告いたします。

譲受人は、福岡県福岡市博多区博多駅東に所在する 株式会社 S 一般法人です。

譲渡人は、始良市東餅田に居住されている KKさんで、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字池之原1280番5で、地目は畑、地積は444㎡であります。

所在地は、田中ふるさと館から北へ約200mに位置しております。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は10ha未満の集団性の低い第2種農地その他の農地と判断されます。

転用目的は、太陽光発電施設で、パネル設置枚数252枚、設置容量93.2kwを予定してあります。なお、東側隣接宅地547.83㎡も同時に利用し事業総面積は991.83㎡として妥当かと思われます。

周囲は四方を宅地に囲まれており、周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、会社の定款、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については4名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号5番について、8番農業委員の報告を求めます。</p>
8 番 農 業 委 員		<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る2月25日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、3番農業委員、5番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、福岡市博多区博多駅東に所在する 株式会社S 代表取締役 MHさんで、一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口山野に居住されている HKさんで、年齢は83歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口山野字久保2414番2で、地目は畑、地積は1,470㎡であります。</p> <p>所在地は、尾之上公民館から北へ約200mに位置しており、北側は宅地、南側は畑、東側は道路、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われれます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数252枚、設置容量93.2kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p>

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め  
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につい  
てのうち、整理番号6番について、去る2月25日、T行政書士立会いの  
もと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査を  
しましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈川南に所在する 有限会社 A工務店 代表取締役  
AYさんです。

譲渡人は、伊佐市菱刈川南に居住されている MMさんで、年齢は81歳  
です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転  
用目的は資材置場となっております。

申請地は、伊佐市菱刈川南字荒瀬639番1で、地目は田、地積は262  
㎡であります。

所在地は、鮫島建設から東へ約800mに位置しており、南側は宅地、東  
側は山林、北側は水路、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思わ  
れます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画  
書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、会  
社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切である  
と判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしま  
す。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はご  
ざいませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は処分決定いたしました。
議	長	整理番号7番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る2月25日、T行政書士立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、5番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口小木原に居住されている HSさんで、年齢は61歳です。 譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住されている OTさんで、年齢は77歳です。 本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は資材置場となっております。 申請地は、伊佐市大口小木原字永山729番2で、地目は畑、地積は721㎡であります。 所在地は、旧山野駅から北東へ約400mに位置しており、東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われまます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め  
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につい  
てのうち、整理番号8番について、去る2月25日、申請人の代理人 T行  
政書士立会いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の  
3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里に居住されている TKさんで、年齢は41歳で  
す。

譲渡人は、霧島市国分向花町に居住されている IYさんで、年齢は72  
歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第3種農地で、転用目的は一般  
住宅となっております。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2555番5で、地目は田、地積は3  
29㎡であります。

所在地は、大口高校から西へ約500mに位置しており、南側は宅地、東  
側も宅地、北側は田、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われ  
ます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画  
書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委  
任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切である  
と判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたしま  
す。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はご  
ざいませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号8番は処分決定いたしました。
議	長	整理番号9番について、8番農業委員の報告を求めます。
8 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る2月25日、M行政書士立会いのもと、4番農業委員、5番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。 譲受人は、東京都港区赤坂七丁目に所在する AVビル6F 株式会社 B I 代表取締役 YKさんで、一般法人です。 譲渡人は、伊佐市大口目丸に居住されている NKさんで、年齢は79歳です。 本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第3種農地で、転用目的は太陽光発電施設及び転回スペースとなっております。 申請地は、伊佐市大口鳥巢字中水流1152番で、地目は田、地積は2,013㎡であります。 所在地は、ニシムタから北東へ約500mに位置しており、東側は畑、西側は宅地、南側は道路、北側は雑種地であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数240枚、設置容量96.0kwを予定してあります。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はござ

いませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め  
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号9番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号10番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について  
のうち、整理番号10番について、去る2月25日、申請人の代理人 T  
行政書士立会いのもと、12番農業委員、15番推進委員、私6番農業委員  
の3名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、福岡県糟屋郡須恵町に居住されている YKさんで、市外住民  
です。

譲渡人は、伊佐市大口堂崎に居住されている TMさんで、年齢は55歳  
です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で転用  
目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口田代字桑水流387番5外1筆で、地目は畑、地積  
は合計1,993㎡であります。

所在地は、辺母木三叉路より北へ約300mに位置しており、東側は山林、  
西側は市道、南側は山林、北側も山林であり、周囲に与える影響はないと思  
われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数304枚、設置容量49.5kw  
を予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画  
書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委  
任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切である  
と判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしま  
す。以上で報告を終わります。



議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号10番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号11番について、12番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る2月25日、申請人の代理人 O行政書士立会いのもと、4番農業委員、10番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている KMさんで、年齢は77歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている STさんで、年齢は59歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字前田1851番で、地目は田、地積は986㎡であります。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は農用地区域内農地で、転用目的は農業用資材置場となっております。

所在地は、本城小学校から北西へ約1.5kmに位置しており、南側は道路、東側は倉庫、北側は宅地、西側は田であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号11番は処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数11件について、11件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。  
整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る2月25日、申請人のDRさん所有の隣接地にお住いのYNさん立合いのもと、2番推進委員、4番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

申請人 DRさんは、伊佐市菱刈南浦に居住されています。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字楠原1875番1で、地目は田、地積は111㎡です。当日立会っていただいたYNさんの宅地の一部になっております。

本城小学校より南へ約1kmに位置し、当該農地は、Yさんが子どもの頃から今の状況にあり、40年以上経過しているのではとのことです。実際、桜の古木などがあり、長年庭として利用していたことが伺えます。

当該農地が、長年DRさん名義で税金等が納められていたことについては、最近、近隣で行われている道路の改良工事際、分かったとのことで、Yさんの名義に変更しようにも、農地のままではできないことにより非農地証明願いを出されたとのことでした。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る2月25日、申請人の代理人 O土地開発 OMさん立合いのもと、6番推進委員、7番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。

申請人 HAさんは、大阪市城東区中浜に居住されています。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字上松2408番外1筆で、地目は畑、地積は合計1,254㎡です。

園田自治会館より南へ約300mに位置しています。

周囲の状況は、東側が道路、西側が田、南側が田と宅地、北側が畑となっております。

非農地となった時期は、平成3年月日不詳で、原因は、先代が農地法を知らずに居宅及び倉庫を建築したことによるもので、現況は、一部こぎ園はありますが全て宅地となっております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番につきまして去る2月25日、申請人のHSさん立合いのもと、3番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

申請人 HSさんは、伊佐市大口元町に居住されています。

申請地は、伊佐市大口青木字西原3022番6で、地目は畑、地積は156㎡です。

周囲の状況は、道路と駐車場に隣接しており、非農地となった時期及び理由として、平成3年7月1日付けで、農地法を知らず社会福祉法人Hと、土地賃貸借契約を締結し現在に至ったとのことでした。

申請地の位置は、大口温泉病院から南へ約5mで、東側は宅地、西側は畑、南側は雑種地、北側は道路であります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で私の報告を終

		<p>わかります。</p>
議	長	<p>2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。</p>
10番 農業委員		<p>議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号4番につきまして去る2月25日、申請人の代理人 土地家屋調査士の KAさん立合いのもと、8番推進委員、11番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市大口大田に居住されておりました AYさんの次女の KYさんが代理申請されています。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大田字横手町48番3で、地目は田、地積は59㎡です。</p> <p>周囲の状況は、住宅とその敷地になっており、非農地となった時期及び理由として、昭和54年月日不詳に未登記で住宅を建て現在に至っています。</p> <p>申請地の位置は、大口病院から東へ約150mで、北側は駐車場、西側、南側、北側は宅地であります。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。</p> <p>添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はご</p>

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号5番、6番について、この案件は7番農業委員が申請人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(「7番農業委員」退席。)

議長 整理番号5番、6番について、一括で報告をお願いします。  
2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号5番、6番につきまして去る2月25日、申請人のTAさん立合いのもと、3番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

申請人 TAさんは、伊佐市菱刈市山に居住されています。なお、5番については、TKさんですがお父さんになります。

申請地は、5番が伊佐市菱刈市山字比神田764番1で、地目は田、地積は584㎡、6番が伊佐市菱刈市山字比神田765番で、地目は田、地積は551㎡で隣接しています。

周囲の状況は、道路と宅地と田と畑に隣接しており、非農地となった時期及び理由として、5番は昭和57年月日不詳に、農業用資材置場と倉庫、6番は昭和55年月日不詳に、住宅を建築したのもで、S自治会長の証明書が添付してあります。農地法を知らずに今に至ったとのことでした。

申請地の位置は、下市山公民館から東へ約50mで、東側は宅地、西側も宅地、南側は田、北側は道路であります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は

喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図、自治会長の証明書等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号5番、6番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号5番、6番は、非農地証明が決定いたしました。  
ここで、7番農業委員の入室をお願いします。

(「7番農業委員」入室)

議長 7番農業委員、許可が決定いたしました。

7番農業委員 ありがとうございます。

議長 議案第6号「非農地証明願」6件申請のうち、6件の許可が決定いたしました。

議長 その他。事務局をお願いします。

事務局 総会資料の52ページをお開きください。2月の月例報告をします。  
5日、2月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。  
25日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第12回農業委員会の総会です。  
3月の行事予定ですが、5日に3月の定例常設審議委員会が鹿児島市であ

議 長	<p>ります。</p> <p>23日が現地調査です。27日が第13回の農業委員会総会を行う予定です。</p> <p>月例報告は以上です。</p> <p>他にないでしょうか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
事 務 局	<p>以上で、令和元年度 第12回農業委員会総会を終わります。</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>おつかれ様でした。</p> <p><b>【終了時間 午前10時55分】</b></p>

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 12 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 2 番 .....